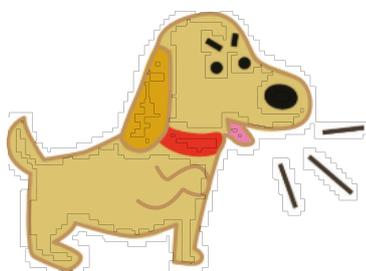


マナーを守って人と動物が暮らしやすいまちに！

ペットは人のパートナーとして、暮らしの中でなくてはならない存在となっていますが、ごく一部のマナーを守らない飼い主により、近所とのトラブルに発展することが見受けられます。あなたの大切なペットを地域から愛される存在とするためにも飼い方のマナーを守って人と動物が暮らしやすいまちにしましょう。

鳴声

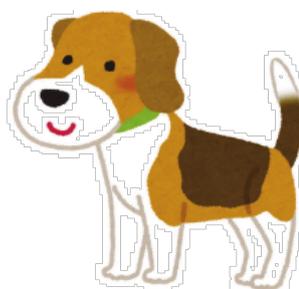
犬の吠え声は周辺の静かな生活環境を破壊することがあります。深夜早朝であれば周辺住民の安眠を妨害し、飼い主が思っている以上に近所にうるさく感じられ苦情やトラブルとなります。



放し飼い

犬の放し飼いは、通行する人や周辺の人々に恐怖を与える大変危険で迷惑な行為です。放し飼いは絶対にやめましょう。

※市では咬傷事故防止のため放し飼いの犬は発見次第捕獲しています。



散歩中のフン

公園や歩道などの「公共の場所」や人家前におけるフンの放置の苦情が絶えません。散歩のときはビニール袋等を所持し犬のフンは飼い主が責任をもって片付けましょう。

※フンの放置は 2 万円以下の罰金が科せられることがあります。

(宜野湾市飼い犬条例)



犬の登録は生涯 1 回、 狂犬病予防注射は毎年 1 回！

犬の登録と狂犬病予防注射の届出は飼い主の義務です。必ず登録を行い、毎年 1 回の狂犬病予防注射を受けさせましょう！犬の登録と注射済票の交付は環境対策課窓口、または委託を受けている動物病院で受け付けています。

※右記を読み込むと、委託を受けている動物病院を確認できます。



大型犬や闘犬種の飼い方について

過去に県内で幼女が咬まれ死亡するといった悲惨な事件も発生しており、昨年内でも闘犬種による咬傷事故が発生しております。大型犬や闘犬種の逸走は、平穏な市民生活に大きな不安と脅威を与えることとなります。大型犬や闘犬種の飼い主は、次のことを必ず留意して飼養管理を徹底してください。

大型犬 おおむね 55 cm 以上（前足肩までの高さ）の犬
闘犬種

1. アメリカン・スタッフォードシャー・ブル・テリア（通称：アメリカン・ピットブル・テリア）

2. 土佐犬

(危害防止)

1. 人畜、その他に害を加えるおそれのない場所または方法で訓練し、若しくは移動または運動をさせるとき以外は檻から出してはならない。

2. これを制御することができる者でなければ、連れ出してはならない。

3. 連れ出す場合には、咬傷事故防止用口輪等を装着すること。

(飼養施設の基準)

1. 闘犬種は、施錠できる檻にて飼養することを原則とし、逸走防止のため鎖等で係留すること。

2. 檻の設置場所は、公路を通行する人が接触しない場所で、かつ、飼い主及び管理者以外の人が容易に立ち入れない場所であること。

3. 人目につきやすい場所に大型犬や闘犬種の飼養をしめす表示をすること。

※闘犬種や大型犬が逸走した場合は、飼い主の責任で捜索し、また警察や環境対策課まで連絡すること。

ご近所等で正しく飼養されていないと認められる大型犬や闘犬種がいる場合は、環境対策課 ☎893-4411（内線 451）までご連絡ください。